

# 無効等確認訴訟における「法律上の利益」 の解釈論上の射程

海 野 敦 史

## Abstract

This paper attempts to interpret the range of “ legal interests ” stipulated in article 36 of Japan’s Administrative Case Litigation Act (hereafter “ act ” ). It appears that there has not been much debate on the substance of legal interests under article 36 of the act partly because this article, associated with nullity declaration suit, is said to be one of the most difficult provisions for legal interpretation. While it has generally been accepted that the legal interests are the same as those stipulated article 9 (paragraph 1) in relation to revocation suit, this idea does not reflect the overall provisions of the act. On the basis of rigid interpretation of the act, it would be fair to note that the person who has legal interests under article 36 includes those who have got damage to their constitutional fundamental rights by administrative measures having substantial defect and those who have got serious damage to their “ consequential ” legal interests (normally a direct addressee of an administrative measure) . This interpretation stands out from the comparison with the coverage of the person having legal interests under article 9 of the act, which has broader possibility to include those who have legal rights or benefits to be damaged by administrative measures without a “ substantial ” defect and those who have got “ indifferent ” damage to their legal interests. Therefore, it is not appropriate to simply assume the coverage of legal interests under article 36 to be the same as that stipulated in article 9 of the act. The substantive difference between revocable administrative measures and null administrative measures lies behind this interpretation.

**Keywords:** legal interests, Administrative Case Litigation Act, nullity declaration suit, administrative measures, substantial defect

## 1 序 論

行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）3条4項において定義される無効等確認訴訟は、法定抗告訴訟であるにもかかわらず、その訴えの利益が必ずしも明確ではない行政訴訟の一つである。周知のとおり、行政事件訴訟法36条の解釈をめぐることは、立法者の意図が条文の文理に的確に反映されていない部分があることもあって<sup>1</sup>、古くから一元説と二元説との対立があるところである<sup>2</sup>。すなわち、無効等確認訴訟の訴えの利益を有するのは、一元説によれば、「処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」で、かつ「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないもの」であることになる。これに対し、二元説によれば、「処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者」は「現在の法律関係に関する訴え」の可能性を問わずに予防的無効等確認訴訟を提起することが認められるとともに、「処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」で、かつ「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないもの」についても補充的無効等確認訴訟の提起が認められることとなる。この点については、条文の文理に照らせば一元説が妥当であるが、一元説の考え方を採る場合であっても、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」の解釈によっては、実質的に二元説に近い考え方を導くことは可能であると解されることから、この学説の対立はさほど実益のあるものではないと思われる<sup>3</sup>。

そこで、一元説の考え方にに基づきながら、行政事件訴訟法36条を改めて解釈しようとするとき、「処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」とは何かという問題が浮かび上がる。通説・判例は、ここ

でいう「法律上の利益」を行政事件訴訟法9条1項にいう取消訴訟における「法律上の利益」と同一であると解しているが<sup>4</sup>、その理由は必ずしも明確ではない。おそらく、「もともと無効確認訴訟は取消訴訟の出訴期間の経過後に行政処分を争う訴訟として認められたもの<sup>5</sup>であるという両訴訟の類似性をその根拠とするものであろう<sup>6</sup>。仮にこのような解釈を採る場合には、そもそも処分等の「無効等の確認を求める」ことと「取消しを求める」こととを基本的に同視することが妥当であるのかということについて、十分な検討が必要なはずであり、単に無効等確認訴訟が「準取消訴訟」でないし「時機に後れた取消訴訟<sup>7</sup>としての性質を有していることのみをもって片づけられるものではない。本稿はこうした問題意識に立ちながら、無効等確認訴訟における「法律上の利益」の内実について考察を加えることを目的とする。なお、蛇足ながら、文中意見にわたる部分はもっぱら筆者の私見であり、筆者の所属する組織の見解とは無関係であることをお断りさせていただく。

## 2 無効等確認訴訟における確認の利益

無効等確認訴訟には、無効確認訴訟のほか、有効確認訴訟、不存在確認訴訟<sup>8</sup>、存在確認訴訟が含まれるものと解する考え方が有力である<sup>10</sup>。これに対し、行政事件訴訟法3条4項が「処分若しくは裁決の存否」や「効力の有無」について規定したのは、無効確認訴訟及び不存在確認訴訟を攻撃・防御の両側面から表現したものであって、有効確認訴訟や存在確認訴訟を認める趣旨ではないと解する見解も提示されている<sup>11</sup>。有効確認訴訟や存在確認訴訟における請求については、基本的には当事者訴訟において主張すれば足りるものと解されることから、後者の見解が妥当であろう。

いずれにしても、これらはいずれも確認訴訟に属するものであることから、訴訟要件の一つとして、「確認の訴えの利益」の存在が要求されるものと解されている。一般に、確認の訴えの利益が認められるためには、(ア)確認の

対象として選択された訴訟物が当事者間の紛争解決にとって有効かつ適切であること、(イ)確認判決により保護される法的利益が存在すること(原告の法的地位に危険や不安定が存在し、これを解消するためには確認判決を得ることが必要かつ適切であること)、(ウ)確認訴訟によることが当事者間の紛争解決にとって有効かつ適切であること、の各要件が必要であるとされている<sup>12</sup>。これらのうち、(ア)については行政事件訴訟法が無効等確認訴訟を認めていること自体が過去の処分等を訴訟物とし得る旨を認めたことを含意しており、係争対象の処分等が処分性を有する限り格別の問題はなく、(ウ)については「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」か否かの要件(補充性の要件)に対応するものであると解されている<sup>13</sup>。これに対し、行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益」の有無については、(イ)の狭義の確認の利益の有無に対応するものと解されている<sup>14</sup>。すなわち、無効等確認訴訟は、狭義の確認の利益の要件と補充性の要件とをともに充足して初めて適法に提起可能となる。本稿においては、紙幅の都合上、補充性の要件に関する詳細な検討については原則として措き、狭義の確認の利益としての「法律上の利益」の内容に関する検討にその主な焦点を絞ることとする。

ここで留意する必要があるのが、取消訴訟についての「法律上の利益」との関係である。通説・判例のように、無効等確認訴訟をもっぱら「準取消訴訟」と定位しながらその「法律上の利益」が取消訴訟のそれと同義であると解する場合には、無効等確認訴訟に固有の「法律上の利益」ないし狭義の確認の利益を個別に追究する意義は乏しいこととなる。しかしながら、取消訴訟は取り消されるまでは有効なものとして扱われる処分等に対する訴訟であり、一般に形成訴訟として理解されているのに対し<sup>15</sup>、無効等確認訴訟は当初から当然に無効の処分等の表見的な効力を排除するための訴訟としての確認訴訟であると解されていることから、両者はその本質においては区別されるべきものである。それゆえ、形成訴訟とは性質を異にする確認訴訟として

の独自の「狭義の確認の利益」が行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」の内容として位置づけられるべきものと考えられる。このような狭義の確認の利益は、ある学説の指摘するとおり、基本的には「行政処分が表見的に有効視されることから生ずる原告の権利又は法的地位の侵害状態を無効等確認判決によって除去しようと認められる場合」に生じ得ると考えられる<sup>16</sup>。このような考え方に基づけば、処分等の効果が現在に至るまで存続していることが狭義の確認の利益の前提となり、一定の期間の経過に伴いそれが失われた場合には、無効等確認訴訟を提起する余地がないということになる。

一方、補充性の要件における「現在の法律関係に関する訴え」については、当事者訴訟（行政事件訴訟法4条）及び争点訴訟（同法45条）が該当し、これに取消訴訟等の抗告訴訟は含まれないものと解するのが通説の見解である<sup>17</sup>。そもそも係争対象の処分の瑕疵が取消原因にとどまるにもかかわらず無効等確認訴訟が提起されたときには、請求は棄却されることとなるが、このときの棄却理由としては、前述の通説の見解を前提とすれば、補充性の要件を充足しないためではなく、狭義の確認の利益の要件を充足しないからであるということになる。また、有力な学説によれば、出訴期間内に無効確認訴訟が提起されたときには、取消訴訟として扱われるものとされているが<sup>18</sup>、これも無効等確認訴訟における狭義の確認の利益の問題となると解される。すなわち、たとえ出訴期間内に提起された無効確認訴訟であっても、原告において処分等の無効性（瑕疵の重大明白性）の確認を主張する必要がある場合には、当該確認の利益が認められる余地があるように思われる<sup>19</sup>。

したがって、無効等確認訴訟における「法律上の利益」が認められるためには、「係争対象の処分等の瑕疵が取消原因にとどまらずに無効原因となるものであることを主張する利益」ないし「取消訴訟と無効等確認訴訟との併合提起が可能であるとしても、なお無効等確認の請求をすることが必要であると認められる場合の当該請求をすることに対する利益」が認定されなければならないこととなる<sup>20</sup>。これは、明らかに取消訴訟における「法律上の利

益」とは異なる内容であり、行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益」と同法36条の「法律上の利益」との異質性を示唆するものである。

もっとも、処分等の瑕疵が取消原因か無効原因かという区別については、処分等の「無効」と「取消し」との相違を踏まえて検討されなければならない。学説においては、当該相違は一義的に明確なものではなく、その区別を「手続的な観念としてとらえるほかない」<sup>21</sup>とする指摘も提示されているところである<sup>22</sup>。そこで、以下に続く節においてこの点につき若干の考察を加える。

### 3 無効の処分と取り消し得る処分

前節の内容を踏まえ、処分等の「無効」と「取消し」との相違について、確認することとしたい。この点については、従来の学説を踏まえると、以下の各点に集約される。これらの各点は、いずれも当該相違が単に手続法・訴訟法上の効果にとどまらず、実体法上の法的効果の差異をその本質とするものにほかならないということを示唆するものであるといえる。

第一に、処分等に内在する瑕疵が重大な法規違反であり、かつその存在が明白である場合には、当該処分等は無効となり、それ以外の瑕疵ある処分等については原則として取り消し得るものととまるということである<sup>23</sup>。処分等の瑕疵の程度が重大かつ明白であるか否かということは、その相手方の権利・利益に対する侵害（実体法的効果）の重大性に直結するものである。もっとも、近年では「明白性の要件は補充的加重要件の一つと考えるのが適切である」とする考え方が有力であり<sup>24</sup>、判例も利害関係を有する第三者に対する影響の有無を考慮しながら明白性の要件を補充的に捉える傾向にある<sup>25</sup>。その意味において、瑕疵の重大性こそが無効な処分等の本質であるといえる<sup>26</sup>。

第二に、当然に無効の処分等については公定力<sup>27</sup>が作用しないが、取り消

し得るにとどまる処分等については公定力が認められ、私人がその取消しを求めるためには取消訴訟の排他的管轄に服することとなる（行政事件訴訟法3条2項・8条以下参照）ということである<sup>28</sup>。その背景には、「無効のような瑕疵がある場合にまで取消訴訟の排他的管轄によって行政庁の判断を保護する必要はない」とする思想がある<sup>29</sup>。公定力を訴訟法上の仮の効力と捉える場合には、無効の処分等に公定力が及ばないことも取消訴訟の排他的管轄に服するか否かの問題に収斂することとなろう。しかし、公定力については、たとえそれが一次的には取消訴訟の排他的管轄の効果として生じるものであるとしても、行政行為と国民生活との深い関わりを踏まえ、立法権が「公共の福祉」（憲法13条）を確保するために設けた法的効果であると捉えることができ、その限りにおいて、実体法上の効力と捉えるべきである<sup>30</sup>。処分等の無効性が違法性の承継の問題にも波及し、先行処分が当然に無効であればそれを前提として行われる後続処分も無効になるということ<sup>31</sup>についても、当該後続処分に公定力が事実上及ばないことを示唆するが、これは単に手続法的効果の問題にとどまらず、「公共の福祉」を適切に確保するための実体法上の効果によるものとして捉えるべきものであろう。

第三に、第二の点の帰結として、当事者はいつでも処分等の無効性を主張することができるのに対し、処分等の取消しを求めるためには行政事件訴訟法14条に基づく出訴期間等の制約（不可争力）を受けることとなるということである<sup>32</sup>。このことは、もっぱら訴訟法上の効力の差異のように捉えることもできそうであるが、第二の点との関連において考えれば、実体法上の効力とみることができると思われる。すなわち、当然に無効とならない処分等については、その公定力が不可争力と結びついて「甚だ大きな力」<sup>33</sup>を有することとなり、無効の処分等との間に著しい実体的な法的効果の相違をもたらすこととなる。換言すれば、行政処分はそれが当然に無効であるとは認められない限り、その効力が固定されやすいという実体的な性質を有するのであって、そのような性質を少なくとも表見的に「解除」するのが「無効」で

あることの効果となるといえる。

これらの点にかんがみると、無効の処分等の最大の特徴は、誰でもこれに拘束されることなく、独自の判断と責任においてそれを無視し得るという実体法的効果をもたらしことにあると考えられる<sup>34</sup>。これは、正当な権限のある裁判所等による取消しを待たなければ処分等としての実体法的効力を保持し続ける取り消し得る処分等との区別の実益をなす。それゆえ、そのような処分等の無効性についてあえて司法上の確認を求めるためには、当該確認を求めるに足るだけの法的利益が必要であり、これが行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益」として顕現しているものと解される。したがって、同条の「法律上の利益を有する者」については、理論上は、厳格な原告適格の要件を構成することとなるはずである。

他方、無効の処分等と取り消し得る処分等との区別が相対化している側面があることもまた事実である<sup>35</sup>。すなわち、無効原因に相当する瑕疵と取消原因にとどまる瑕疵との区別は個別に判断せざるを得ない部分があり、一義的に明確なものとはいいがたい。それゆえ、例えばある処分について私人が無効であると確信してそれを無視し続けたとしても、その後裁判所によりその有効性が認められれば、当該私人の判断が覆されることとなる。しかしながら、これは無効原因に相当する瑕疵と取消原因にとどまる瑕疵との区別がもっぱら手続法的・訴訟法的な区別にすぎないということを必ずしも意味するものではない。なぜなら、前述のとおり、処分等が無効の場合と取り消し得るにとどまる場合とでは実体法上の効力に差異がみられ、行政事件訴訟法もそれを前提として抗告訴訟の種類を構成していると解されるからである<sup>36</sup>。特に、抗告訴訟を行政による基本権<sup>37</sup>又は基本権に関する法益に対する侵害からの救済・保護のための訴訟としてみた場合<sup>38</sup>、基本権の「最大の尊重」(憲法13条)を実現する観点から、「取り消し得る行政行為」とは別に、取消訴訟の排他的管轄に服さずに独自に無視し得る「無効の行政行為」を認定すべき余地は大きいと思われる。よって、私人が無効と判断する処分等に



ついて、最終的な判断権者である裁判所によるその無効性の確認を得ることは、それ自体が当該私人の法的安定性を確保するために重要で実体的な「利益」となり得る。この点を踏まえれば、行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益」の射程についても、必ずしも狭く解すべきではないということになる可能性がある。

以上を総合すると、処分等の無効性に関する司法上の確認を得ることに對する法的利益については、当該処分等により不利益を受ける私人の行為の法的安定性をどの程度確保すべきであるかということに応じて判断されなければならないこととなる。すなわち、一般的には、無効の処分等についてはいつでも誰でも無効性を主張し得るのであるから、その確認を求める法的利益の射程を取消訴訟の提起の場合ほどに広くとる必要はないが、一方で、それによつてたえず無効性の判断が覆されるおそれのある状態に私人をおくことによる法的不安定性をできるだけ解消する観点から、当該射程を一定の範囲で拡大させる必要が生じるということになる。それでは、「無効の処分等」と「取り消し得る処分等」との実体的な差異を前提としていると解される行政事件訴訟法の規定の解釈を踏まえ、当該射程は具体的にどのように解すべきなのであろうか。この点につき、次節において考察することとする。

#### 4 行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」の射程

##### (1) 総論

行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」の射程について考察するためには、その前提として、法定抗告訴訟としての無効等確認訴訟を単なる「準取消訴訟」として位置づけるのか、それともそれを超えた独自の射程（すなわち無効等確認訴訟のみをもって争い得る領域）を有するものとして捉えるべきであるかということを確認する必要がある。この点については、行政事件訴訟法36条等においては「無効」の場合が独立に存在することを示す文言がみら

れないことや補充性の要件が定められていることなどを理由として、無効等確認訴訟は「行政行為の効力を攻撃することを直接の目的とする訴訟」であるために抗告訴訟に取り込まれたにすぎず、「準取消訴訟」の扱いがされているものとみる見解も有力である<sup>39</sup>。しかしながら、前述の「無効」の実体的意義に照らして考えると、無効等確認訴訟は単なる「準取消訴訟」としての側面を有するにとどまらず、原告が当事者訴訟や民事訴訟では訴えの目的を十分に達成することができない場合に「無効」の確認を請求するために設けられた独自の射程を有するものと考えられるべきものであると思われる。このように考えると、この独自の射程から導かれる「法律上の利益」をどのように画定すべきであるかということが問題となる。

いうまでもなく、行政も司法も憲法及び法律に基づいて行われなければならない、無効等確認訴訟における「法律上の利益」の射程に関する解釈についても、法の規定の趣旨に即して行う必要がある。条文に忠実でない解釈については、立法論としては別論、解釈論としては妥当なものであるとはいいがたい。それゆえ、難解な条文の一つである行政事件訴訟法36条の解釈についても、法全体との整合性を勘案しつつ、条文の文理に従って考える必要があると思われる。そこで、行政事件訴訟法の各規定をみると、「無効の処分」と「取り消し得る処分」との実体的な効果の差異を前提としつつ、無効等確認訴訟に関して、取消訴訟とは異なる複数の手続的差異が設けられていることが浮き彫りとなる。この手続的差異から導かれる実体的な利益が無効等確認訴訟の独自の射程を形成し、それが「法律上の利益」に反映されるべきものとなるように考えられる。

ここで、行政事件訴訟法36条は、「処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者」を「法律上の利益を有する者」と並列的に明示していることに留意する必要がある。したがって、「処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれ」のあることは、当該損害の重大性等にかかわらず、無効等確認訴訟の提起のための原告適格に対する一要件を構成することに疑

いはない。もっとも、ここでいう「損害」については、憲法及び法律により保護された権利・利益の侵害に基づき発生することとなるものであると解される。よって、基本権その他法律上保護された権利・利益の侵害のおそれ（蓋然性）が認められる場合にそれを排するための無効等確認訴訟の提起が認められる可能性が発生することとなる。問題となるのは、そのような「おそれ」とは別に、どのような「法律上の利益」が認められるかということである。とりわけ、処分等により私人の権利・利益に対する侵害が現に生じていると認められる場合が議論の焦点となろう。

## (2) 行政事件訴訟法上の手続的効果との関係

以上の内容を踏まえつつ、行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益」の解釈においては、同法上、取消訴訟との手続的差異に関する以下の各点を勘案する必要があると考えられる。

### 行政事件訴訟法9条2項との関係

第一に、無効等確認訴訟については、行政事件訴訟法9条2項が準用されておらず（行政事件訴訟法38条1項・同条3項参照）、それゆえ（処分等の相手方以外の者について）「処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみ」によりその「法律上の利益」の有無に関する判断を行ったとしても、ただちに違法と認められるものではないということである。元来、行政事件訴訟法9条1項が無効等確認訴訟に準用されなかったのは、同法が「無効等確認の訴えの原告適格を特に制限する規定を設けているから、同条を準用する余地はない<sup>40</sup>」という考え方に基づくものであったが、2004年の行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律84号）に基づく改正において新設された行政事件訴訟法9条2項については、その立法時に無効等確認訴訟に対しても準用させる余地があったはずである。それにもかかわらずそれが準用されなかったということは、同項の趣旨が常に無効等確認訴訟において勘案されるべきものではないということが立法の趣旨であると解さざるを得な

い。これは、義務付け訴訟や差止訴訟における「法律上の利益」の有無の判断については、行政事件訴訟法9条2項が準用されていることとの対比からも明らかである（行政事件訴訟法37条の2第4項・37条の4第4項参照）。学説においては、無効等確認訴訟における「法律上の利益」の解釈においても当然に行政事件訴訟法9条2項が考慮されるものとする考え方も有力であるが<sup>41</sup>、少なくとも条文の文理に照らす限り、ただちにこれを肯認することはできない。したがって、無効等確認訴訟における「法律上の利益」にいう「法律」とは、処分等の根拠法令の規定を指し、その関係法令等については必ずしもこれに含まるとは限らず、また、当該規定が第三者（処分等の名宛人以外の者）の利益を保護する趣旨を含んでいない限り、たとえ当該規定に反する処分等により「害されることとなる利益」が発生するとしても、当該第三者はただちに行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」とはなり得ない（取消訴訟の提起との関係においては別である）ものと解する余地がある。ただし、行政事件訴訟法9条2項が準用されていないということは、第三者の法律上の利益を考慮するに当たり、処分の根拠法令以外の関係法令等の趣旨が当然に排除されるということを意味するものではないことから、取消訴訟における「法律上の利益」の解釈の場合ほどに広範に原告適格を設定することが求められるものではないということを示唆するにとどまるものと解することが妥当であろう。

そもそも、取消訴訟における「法律上の利益」の解釈についてはさまざまな議論のあるところであり、これを純然たる訴訟法上のものと理解することも可能である旨を示唆する学説もあるが<sup>42</sup>、多数説・判例はこれを実体法上のものと捉えている。すなわち、多数説によれば、行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益」は「法律上保護された利益」として理解され<sup>43</sup>、「被侵害利益を処分の根拠法規が保護しているかどうか」がその有無を決する重要なメルクマールとなることから、原告において行政庁の処分等による「利益侵害の発生（又は発生の蓋然性）」が取消訴訟の原告適格の要件とな

るものとされる<sup>44</sup>。判例も、行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」については、「処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する」と説いている<sup>45</sup>。これらの考え方に基づく限り、取消訴訟において救済され得る「法律上の利益」については、「権利」及び「法律上保護された利益」から構成されることとなる。そして、これらに対する「侵害」又はその蓋然性が「法律上の利益を有する者」であることを根拠づけ、当該侵害は処分等に関する根拠法令に根ざすものである必要があるものということになる。それゆえ、権利・利益に対する侵害が処分等に関する根拠法令の規定によらないものであると認められる場合には、「法律上の利益」を根拠づけられないものとして扱われる可能性がある<sup>46</sup>。

もっとも、処分等の根拠法令について、立法者意思を中心に解釈する考え方に対しては、基本権を直接援用する考え方が提示されている。これは、処分等の根拠法令に照らして法律上保護された利益を特定する際に基本権の保障という規範を読み込む考え方と、処分等の根拠法令において法律上保護された利益が的確に特定できない場合に例外的に基本権を直接の根拠として「権利」を導く考え方との双方を含むものである<sup>47</sup>。これらの考え方はいずれも、被侵害利益の重大性に着目して「法律上の利益」の「侵害」を認定するアプローチであり、判例においても既に事実上採用されていると解することが可能であるように思われる<sup>48</sup>。後者の考え方については、「重大な利益侵害が根拠法規の非目的的侵害として非典型的に生ずる場合」においてのみ限定的に認められるものと解する学説も示されている<sup>49</sup>。

思うに、行政訴訟（特に主観訴訟）は国民の「裁判を受ける権利」（憲法32条）を充足・具体化する側面を有し、行政庁による基本権又は基本権に関する法益の侵害（又は間接的な侵害）ないしその可能性からの救済を確保するための制度として定位され得ると考えられることから、「法律上の利益」には基本権及び基本権に関する法益が含まれ<sup>50</sup>、少なくとも処分等の根拠法令（行政事件訴訟法9条2項にいう「処分又は裁決の根拠となる法令」）の規定の解釈において、常に基本権に関する規定を援用・充填・参照することが必要となるものと解される<sup>51</sup>。なお、基本権との関係において保護されていると認められない利益については、これを個別的な利益として保護する特別の法律上の規定が存在しない限り、「法律上の利益」とはならないこととなる。

他方、権利及び「法律上保護された利益」については、それが個別的・主観的な利益として保護されているのではなく、一般的な公益の中に吸収・解消される場合には、「反射的利益」にすぎず、行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益」とはいえない旨が示されてきた<sup>52</sup>。しかしながら、一般的な公益であればただちに「法律上の利益」とならないものと解するのは必ずしも妥当ではなく、国民全体に対する権利・利益であってもそれが個々人の主観的権利・利益の要素に還元され得るものであると認められるときには、「法律上の利益」になる場合があり得ると解すべきであるように思われる。

ここで問題となるのは、このような取消訴訟における「法律上の利益」のうち、行政事件訴訟法9条2項が準用されない無効等確認訴訟における「法律上の利益」として認められるのはどのような利益であるかということである。通説・判例のように両者を同視することも解釈論上可能であるが、行政事件訴訟法9条2項の趣旨に照らせば、以下のように考えることが妥当であると思われる。まず、前述のとおり、基本権については前法律的な国民固有の権利であることから、処分等の取消しを主張する場合であれ、無効を主張する場合であれ、当然に根拠法令の規定の解釈において考慮されるべきもの

であり、それゆえその侵害となる処分等の無効性を確認する利益については、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」に含まれるものと解される。したがって、処分等により基本権を侵害され、又は侵害される高度な蓋然性を有する者は、当該「法律上の利益」を有するということになる。

より問題となるのは、基本権以外の「法律上保護された利益」についてである。取消訴訟の「法律上の利益」においては、行政事件訴訟法9条2項が解釈指針として関係法令の趣旨・目的や被侵害利益の内容・性質及び侵害の態様・程度を勘案することを定めていることにかんがみると、これも処分等の根拠法令の解釈において考慮されるべきこととなろう。しかしながら、無効等確認訴訟の「法律上の利益」の射程を画定するに当たっては、これらを勘案することが法律上の義務とされているわけではないことにかんがみると、処分等の根拠法令において特定されていない「法律上保護された利益」については、「法律上の利益」とはならないといえそうである。しかし、このことは、根拠法令において必ずしも明確に特定されていない「法律上保護された利益」を「法律上の利益」と解してはならないということの意味するものではない。よって、問題となる「法律上保護された利益」の内容・性質やそれに対する被害の態様・程度に照らし、それが処分等の無効性を導くに足りるものであると認められる場合にはこれが「法律上の利益」となり、それ以外の場合には「法律上の利益」とはならないものと解すべきであると思われる。ここでいう無効性を導くに足りるものが否かの判断については、瑕疵の重大性がその最大の決め手となると考えられることから（瑕疵の明白性については前述のとおり補充的に勘案されるべきものとなろう）、基本的には、重要な利益に対する重大な侵害であると認められるか否かに基づくべきものであると考えられる（利益の重要性や侵害の重大性に関する最終的な判断は、司法権により行われることとなるが、その際には当該利益・侵害の基本権との「距離」が勘案されるべきであろう）。したがって、処分等が行われることにより害されることとなる「法律上保護された利益」の重要性やそ

の被害の重大性の観点から、無効等確認訴訟の提起が認められるための「法律上の利益」の有無が判断されるべきである。したがって、処分等により基本権そのもの以外の重要な「法律上保護された利益」が著しく侵害され、又はその高度な蓋然性を有する者は、行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益」を有するということになる。

このように解すると、無効等確認訴訟の「法律上の利益」については、(ア)処分等により基本権に対する侵害が認められる場合、(イ)処分等により侵害されることとなる基本権以外の「法律上保護された利益」に関して被侵害利益が重要でかつ侵害の態様・程度が重大である場合、について、肯定され得るということになる。これは、取消訴訟の原告適格を画する「法律上の利益」との比較において、(ア)の場合については共通するが、(イ)の場合については必ずしもその限りではない(取消訴訟の場合、被侵害利益が必ずしも重要であると認められなくとも、また侵害の態様・程度が必ずしも重大であると認められなくとも原告適格が認められる余地がある)ということの意味するものである。それゆえ、無効等確認訴訟の原告適格を画する「法律上の利益」の有無を判断するに当たっては、基本権以外の被侵害利益の内容、侵害の程度等を十分に検討することが特に強く要請されるものといえる。

#### 行政事件訴訟法10条1項との関係

第二に、無効等確認訴訟においては、行政事件訴訟法10条1項の「自己の法律上の利益に関係のない違法」に関する主張制限の規定が準用されていない(行政事件訴訟法38条1項・同条3項参照)。これは、無効等確認訴訟の確認訴訟としての性質を踏まえ、原告が誰であるかに応じて本案審理における判断が左右される余地はなく、処分等が無効であるときには誰に対しても無効であるという考え方に基づくものである<sup>53</sup>。こうした行政事件訴訟法10条1項の趣旨は、同法36条の「法律上の利益」の解釈に直接影響を与えるものではなさそうであるが、少なくとも当該「法律上の利益」を有する者は、取消訴訟においては主張し得ない「自己の法律上の利益に関係のない違法」



を無効等確認訴訟において主張し得ることとなる。

問題は、そのような主張を行うこと自体が当該「法律上の利益」を構成するものと解すべきか否かということであるが、行政事件訴訟法10条1項の主張制限が原告適格の認定の問題ではなく、本案審理の段階での原告における裁判上の主張の制約の問題であること<sup>54</sup>にかんがみれば、これは「法律上の利益」そのものないしその一部ではなく、当該「法律上の利益」が認められた者が享受し得る付随的な効果であると解される。したがって、行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益」に「自己の法律上の利益に関係のない違法性を主張することに対する利益」が含まれるものと解するのは必ずしも的確ではなく、当該利益は、同条の「法律上の利益」を有すると認められた原告が付随的に享受し得る利益として位置づけられるものと思われる。

他方、行政事件訴訟法10条1項の解釈の問題として、処分等に関する「公益的要件充足性の問題」の原告による主張も「自己の法律上の利益に関係する違法」の問題に含まれるものとして認めるべきであるとする考え方も有力であるが<sup>55</sup>、そのような「公益的要件充足性」が原告自身の個人的・主観的な権利・利益に還元し得るものでない限り、取消訴訟において当該主張がただちに認められることは考えがたい<sup>56</sup>。したがって、例えば原子炉設置許可により「原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれ」(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律[昭和32年法律166号]24条1項2号)がある場合、特段の事情がない限り、周辺住民は当該許可の取消訴訟においてはその「おそれ」を理由とする許可処分の違法性を主張することができないものとなる可能性が高い<sup>57</sup>。しかし、無効等確認訴訟についてはこのような論理が必ずしも妥当せず、先の原子炉設置許可の無効確認訴訟においては当該主張を行い得るということになろう。これは、重大かつ明白な瑕疵を有する無効な処分等が、取り消し得る処分等と異なり、本来誰でもその無効性を主張することが可能であるということに根ざすものであるといえる。

もっとも、補充性の要件との関係から、他の訴訟形式（当事者訴訟又は民事訴訟）によってより実効的に原告の権利・利益の救済を図ることが可能な場合には、無効等確認訴訟の提起自体が制限される可能性があるということには留意する必要がある。したがって、処分等に関する「公益的要件充足性の問題」の原告による主張の問題は、補充性の要件をどのように解釈するかということと密接な関わりを有するものとなるが、無効等確認訴訟を通じて処分等の無効性の確認を行うことが実体法上の権利・利益の救済・保護において独自の効果を有することにかんがみると、当該要件との関係において無効等確認訴訟を提起できる場合については「係争対象の処分等が当事者訴訟又は民事訴訟による解決に還元できない場合」（還元不能説）<sup>58</sup>と狭く解釈するのではなく<sup>59</sup>、「当事者訴訟又は民事訴訟によっては目的を達成することができない場合」（目的達成不能説）<sup>60</sup>と解する必要があると思われる。この点につき、判例は更に実質的な解釈を行っており、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」場合の意義に関して、「当事者訴訟又は民事訴訟によることがより直截的で適切な訴訟形態とは認められない場合」（機能的解釈説又は直截・適切基準説）<sup>61</sup>と解していることは注目に値する<sup>62</sup>。それゆえ、当事者訴訟又は民事訴訟にも還元し得る多くの場合において、無効等確認訴訟における確認の利益が認められ、その限りにおいて、「他者の法律上の利益に係る違法性を主張すること」が付随的に認められることとなる。

#### 執行停止との関係

第三に、無効等確認訴訟については、行政事件訴訟法25条乃至29条や32条2項が準用されており、同訴訟における執行停止とその決定の第三者効が認められているということである。執行停止の決定には訴訟の提起が前提となることから、これは、「無効等の確認を求める」ことの利益には、処分等の執行停止を求める利益が含まれる可能性があるということを含意している。したがって、速やかに「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大

な損害を避ける」(行政事件訴訟法25条2項)必要のある者については、無効等確認訴訟を提起する「法律上の利益」があるということになり<sup>63</sup>、これは行政事件訴訟法36条が実質的に予防的無効等確認訴訟の提起を認めていることに符合する。

もっとも、もっぱら執行停止についていえば、取消訴訟の提起によってもその目的を達成することは可能であるが、これは前述の「重大な損害を避ける」必要のある者を常に取消訴訟に服させることの論拠にはなり得ない。なぜなら、処分等が無効であるか取り消し得るものであるかの主張については、一次的には原告が判断すべきものであるからである。したがって、処分等の無効性を主張する原告が同時に当該処分等の執行停止を要求するとき、ここに「法律上の利益」を認めることが可能である。すなわち、「処分等の無効性を主張しようとする者が速やかに重大な損害を避けるために当該処分等の執行停止を求める利益」が、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」を構成するものとなると考えられる。

#### 判決の第三者効との関係

第四に、無効等確認訴訟については、行政事件訴訟法32条2項が準用されているにもかかわらず、同条1項が準用されておらず(行政事件訴訟法38条3項)、それゆえ無効確認判決については必ずしも訴訟当事者以外の第三者に対する効力(第三者効)を有するものではないということである<sup>64</sup>。立法時の考え方としては、無効等確認訴訟が「処分が無効等であることを確認するにとどまり、実体上の法律関係を形成するものではない」ことを理由として、第三者効が否定されたものとされる<sup>65</sup>。もっとも、判例は無効確認判決の第三者効を取消判決の場合と同様に認めており<sup>66</sup>、学説にも無効確認判決に第三者効を認めていないのは立法上の過誤であるとする有力な指摘がある<sup>67</sup>。管見も、立法論としては、取消訴訟と無効等確認訴訟との共通性の側面にかんがみ、無効確認判決に第三者効を認めるべきであると考えるが、解釈論としては、行政事件訴訟法38条3項において同法32条1項が準用されて

いない以上、それに即した解釈を行う必要がある。

したがって、現行法上、たとえ司法において確認されても相対的な効力しか有しない無効性を主張する法的利益については、原則として係争対象の処分等に密接に関わる者（一般的には処分等の名宛人）が有するものと解するのが妥当であるという帰結が導かれよう。係争対象の処分等から波及的・間接的な影響しか受けない「名宛人以外の者」においては、たとえ本案で勝訴して無効確認判決を得たとしても、当該処分等の名宛人との関係においてその無効性を当然に主張できるわけではないこととなり、よってそのような相対的な効力にとどまる確認を求める利益が比較的乏しいものと考えられるからである。このことは、通常は処分等の名宛人が行政主体による権利・利益侵害の最大の「被害者」となることにかんがみれば、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」が「被侵害利益が重要でかつ侵害の態様・程度が重大である場合」に認められ得ると解する前述の考え方におおむね符合するものであるといえる。もっとも、処分等の名宛人以外の第三者であっても、その重要な利益について重大な侵害を受けることとなる場合においては、前述の考え方により「法律上の利益」が認められ得るのであって、そのような第三者はいかなる場合においても「法律上の利益」を有しないということにはならない。したがって、その意味において、「係争対象の処分等に密接に関わる者」であるか否かは相対的なものにとどまるといえよう。

#### 事情判決との関係

第五に、無効等確認訴訟については、行政事件訴訟法31条1項が準用されておらず（行政事件訴訟法38条1項・同条3項参照）、それゆえ無効等確認訴訟については事情判決が行われないということである。もっとも、下級審の判例は、無効確認訴訟における事情判決の可能性を肯定しており<sup>68</sup>、学説においてもこれを認める考え方が有力であるが<sup>69</sup>、立案関係者によれば、処分等が無効のときは「存続すべき有効な処分がない」ことを理由として事情判決に関する規定が準用される余地はないものとされる<sup>70</sup>。この規定の趣旨

を忠実に解せば、処分等の無効性が認められる場合には、常に無効確認判決を下さなければならず、事情判決を行う余地がないということになる。したがって、無効な処分等についてはそれが無効と判明した段階で事情判決により「有効」となることはあり得ず、「公共の福祉」の確保のあり方を別途考慮するまでもなく、当然に無効という判断を行うことが先決であるという考え方に結びつく。そうであれば、それだけの重大な判断を裁判所に求める以上、そのような判断を得ることに対する「法律上の利益」は「公共の福祉」を「犠牲」にするリスクに見合うほどに大きなものである必要があるということになる。このことは、前述の「被侵害利益が重要でかつ侵害の態様・程度が重大である場合」に符合し、無効等確認訴訟においては、「公共の福祉」に基づく権利・利益の正当な制約としては認められないほどの重大な侵害が処分等により発生し得ることが必要となるということを示唆するものである。学説においては、「取消訴訟の出訴期間内であっても、事情判決のリスクを負いたくない者は無効確認訴訟を提起すべきだとはいえないであろう」とする指摘があるが<sup>71</sup>、前述の「無効」と「取消し」との実体法上の効果の相違にかんがみれば、無効の処分等について事情判決の可能性を否定することは不合理なものとはいいい切れないように思われる。

#### 不服申立前置主義との関係

第六に、無効等確認訴訟については、行政事件訴訟法8条1項が準用されおらず（行政事件訴訟法38条1項・同条3項参照）、それゆえ不服申立前置主義がとられている場合であってもただちに提起することが可能であるということである。これは、法律で不服申立前置主義がとられている場合において、原告が処分等の無効性を確信する場合には、行政不服申立ての経ることなく、裁判を受ける権利に基づき直接抗告訴訟を提起することが「法律上の利益」の構成要素となる可能性があるということを示唆するものである。しかし、もっぱら行政不服申立ての提起を回避したいと考えるがために、本来は取消訴訟によるべき処分等について無効等確認訴訟の提起を認

めることを「法律上の利益」として特定することは、「無効の処分等」と「取り消し得る処分等」との実体的な区別を相対化するものであり、妥当ではないと考えられる。そもそも、無効の処分等が行われることは、その相手方に対する基本権又は基本権に関する法益（ないし法律上保護された利益）に対する重大な侵害となり得る行政にほかならず、そのような行政の覆滅を求めて基本権としての裁判を受ける権利を行使することを立法政策上の不服申立前置主義の定めにより制約することは原則として許されないものと考えられる。したがって、このような行政不服申立ての経路を経ずに訴訟を提起し得ることに対する利益は、「無効の処分等」と「取り消し得る処分等」との実体的な差異から導かれる当然の効果とでもいうべきものであり、行政事件訴訟法はそれを無効等確認訴訟に対する同法8条1項の非準用という形で確認したものと解される。よって、そのような利益は行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」の内容となるものではなく、前述の「自己の法律上の利益」に関係のない違法性を主張することに対する利益」の場合とほぼ同様に、当該「法律上の利益」が認められた原告が当然に享受し得る付随的な法的効果として捉えられるべきものと考えられる。

#### 出訴期間との関係

第七に、無効等確認訴訟については、行政事件訴訟法14条1項が準用されておらず（行政事件訴訟法38条1項・同条3項参照）、それゆえ出訴期間の制限を受けることなく提起することが可能であるということである。ここから、「出訴期間に関係なく処分等の無効性を主張する利益」を行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」に含め得るものと解する可能性がないわけではないが、これも前述の「行政不服申立ての経路を経ることなく直接訴訟を提起することに対する利益」の場合と同様の理由から、当該「法律上の利益」が認められた原告が当然に享受し得る付随的な法的効果として位置づけられよう。

これに加え、「瑕疵（重大な瑕疵に限られない）のある処分等について、

出訴期間を徒過してもなお時期に後れた取消訴訟としての無効等確認訴訟を提起することに対する利益」がその「法律上の利益」に含まれるものと解する余地もないわけではない。しかしながら、繰り返し述べたとおり、「無効の処分等」と「取り消し得る処分等」との差異が実体法上の効果に根ざすものであり、瑕疵の程度等に照らし「取り消し得る」ととどまる処分等については出訴期間にかかわらずその無効性を主張することができないことにかんがみれば、このような利益を行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」として措定することは困難であると思われる。換言すれば、無効等確認訴訟が「準取消訴訟」ないし「時期に後れた取消訴訟」としての性質を有するということは、出訴期間を経過してもなおその無効性を主張する対象となる行政処分を攻撃し得るという意味においては否定されるべきものではないが、それがもっぱら出訴期間の徒過に対する救済を図るための「取消訴訟に準じた訴訟」となるものではないといえよう。

### (3) 「法律上の利益」の射程

以上の行政事件訴訟法の規定に対する忠実な文理解釈を総括すると、「無効の処分等」と「取り消し得る処分等」との実体的な法的効果の相違と行政事件訴訟法が用意した手続的效果に基づく差異とが交錯する「複合的構造」の下で、無効等確認訴訟に関する狭義の確認の利益としての「法律上の利益」が画定され得るということになる。すなわち、当該「法律上の利益」を有するのは、(ア)処分等に伴い基本権が現に侵害されている者、(イ)処分等に伴い基本権が侵害される高度な蓋然性を有する者、(ウ)処分等に伴い重要な法的利益が著しく侵害されている者(侵害の態様・程度が「公共の福祉」の確保の必要性に対する考慮を勘案するまでもないほどに重大であることがその前提となる)、(エ)処分等に伴い重要な法的利益が著しく侵害される高度な蓋然性を有する者、のいずれかであり、一般にそれは、(オ)処分等の法的効果を直接受けることとなる者であるということになる。これらのうち、(イ)

及び(エ)の者については、行政事件訴訟法36条にいう「処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者」(以下、「損害要回避者」という)に吸収され得ると解されることから、実質的に同条の「法律上の利益を有する者」として特定されるのは、(ア)及び(ウ)の者(かつ多くの場合において(オ)の者)であるということになる(以下、このような者を「重大瑕疵処分等直接的被害者」という)。このような無効等確認訴訟に関する「法律上の利益」を有する者が主張し得る内容には、(カ)自己の法律上の利益に関係のない違法性、(キ)処分の執行等により生じ得る重大な損害(の拡大)を避ける必要性が含まれるものと解される。そして、そのような「法律上の利益」が認められた者においては、取消訴訟の場合に適用される出訴期間や不服申立前置主義に関する制約が「解除」されることとなる。

行政事件訴訟法9条の趣旨に照らし、損害要回避者及び重大瑕疵処分等直接的被害者のいずれも無効等確認訴訟に代えて取消訴訟を提起することも可能であると解され、その意味においては両訴訟における「法律上の利益」は競合する側面がある。しかも、損害要回避者と重大瑕疵処分等直接的被害者とは相互に排他的なものではなく、重なり合う場合もあり得る。しかしながら、重大瑕疵処分等直接的被害者については、取消訴訟における「法律上の利益を有する者」のごく一部を抽出したものであり、その限りにおいて、無効等確認訴訟における「法律上の利益」の射程は取消訴訟のそれよりも限定されているといえよう。とりわけ、処分等の名宛人ではない第三者が無効等確認訴訟における「法律上の利益」を重大瑕疵処分等直接的被害者として有することとなる場合については、被侵害利益の内容・性質や侵害の態様・程度に照らした慎重な判断が求められることとなるものと解される。

もっとも、以上の考え方については、現行の法律の規定を前提として、それに忠実な解釈を心がけることにより導かれたものであり、立法論としては、取消訴訟と無効等確認訴訟との共通性がより強く反映されるべきであると思われる。無効等確認訴訟は、その実質面において、出訴期間を徒過するなど



して取消訴訟による重大（かつ明白）な権利・利益侵害からの回復の方途を失った者を救済するための手段としての意味合いが強いと考えられるからである。それゆえ、本来は無効等確認訴訟の「法律上の利益」に関して行政事件訴訟法9条2項を準用したり、無効確認判決の第三者効を明示的に承認したりする立法を検討する余地があると考えられる旨を付言しておきたい。

## 5 結 論

従来通説・判例においては、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」が同法9条1項の「法律上の利益」と同義であると解されてきたが、これは現行法の解釈としては厳密性を欠き、妥当なものであるとはいえない。もちろん、行政庁の処分等によって基本権が現に侵害されることとなった場合など、両「法律上の利益」に共通する要素は存在するが、これらは完全に符合するものではない。しかも、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」については、条文上、損害要回避者に関する利益が除外されているものと解されることから、無効等確認訴訟の原告適格としては格別、当該「法律上の利益」の射程としては、基本的に法的権利・利益の侵害を直接的に受ける場合に限定されるべきものである。しかも、ここでいう「侵害」については、基本権に対する侵害であれば当然にこれに含まれるものとしても、「法律上保護された利益」に対する侵害については少なくとも重大であることが必要であり、その態様・程度が「公共の福祉」の確保の必要性に対する考慮を勘案するまでもない水準であることを要するものと解される。このように限定的に認められる「法律上の利益」を有する者である限り、自己の法律上の利益に関係のない違法性や処分の執行等により生じ得る重大な損害（の拡大）を避ける必要性を無効等確認訴訟において主張することが認められるものと解される。

以上のように考えると、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益を有する者」

は、同法9条1項のそれに比べて相当に絞り込まれた者を指すことが明らかとなる。これは、同条の補充性の要件について、還元不能説のような厳格な解釈を必ずしも採る必要がなく、目的達成不能説ないし機能的解釈説(直截・適切基準説)によれば十分であるということを示唆するものでもある。なぜなら、重大瑕疵処分等直接的被害者の提起する無効等確認訴訟においては、「法律上の利益」の有無に関する判断の段階で、その原告適格が厳格に審査されることとなっており、あえて補充性の要件で更なる絞り込みをかけることに対する実益が低いからである。もっとも、損害要回避者の提起する予防的無効等確認訴訟については補充性の要件を厳格に解する余地がなお残されているが、補充性の要件を介さずに予防的無効等確認訴訟を認めようとした当初の立法意図(二元説)や執行停止の措置が基本権の保障に対して有する重要性を踏まえれば、この場合であっても、あえて補充性の要件を還元不能説のような形で厳格に捉える必要はなからう。

#### 注

- 1 立法意図としては、二元説の考え方であったと考えられる。立法関係者が、「処分又は裁判に続く処分により損害を受けるおそれのある者」という要件について、「この要件をみたす者は、それだけで無効等確認の訴えを提起する原告適格を有する」(杉本・解説120頁)と述べているからである。しかしながら、行政事件訴訟法36条の規定は、そのような解釈に適合的な条文になっていない。
- 2 塩野・行政法 216頁。判例(最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁,最判昭和51年4月27日民集30巻3号384頁,最判昭和60年12月17日民集39巻8号1821頁参照)は予防的無効等確認訴訟の提起を認めており、二元説によっているものと解されている(宇賀・概説 297頁)。
- 3 当該対立に実益が乏しい旨を指摘する学説として、原田・要論367頁参照。
- 4 室井=芝池=浜川編・行政事件訴訟法378頁。阿部・解釈学 287頁。宇賀・概説 298頁。芝池・救済法117頁・128頁。最判平成4年9月22日民集46巻6号571頁(第一次もんじゅ原発訴訟)。この判例は、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益を有する者」の意義について、「取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である」と説いている。

- 5 芝池・救済法117頁。
- 6 ある学説は、「無効確認訴訟の働く場所は、取消訴訟の目的たるべき法律関係において、取消訴訟に課せられる制約のために、取消訴訟の機能の及ばないところを補うところにある」と指摘している（雄川・理論218頁）。また、無効等確認訴訟と取消訴訟との原告適格や訴えの利益に関する共通性にかんがみ、行政事件訴訟法36条における法律上の利益の問題は無効等確認訴訟と取消訴訟との「選択の利益の問題」として定位すべきであると主張する学説も提示されている（芝池・救済法129頁）。
- 7 雄川・理論219頁。村上・訴え280-281頁。宇賀・概説 298頁。
- 8 塩野・行政法 214頁。
- 9 不存在確認訴訟については、「処分等の瑕疵が成立要件を欠くほどに重大」であるにもかかわらず行政庁が当該処分等が存在していると主張する場合に、「それによって権利ないし法的地位の侵害状態をもたらされている者」が提起し得るものであって、「原告が不存在の確認を求める対象自体が抗告訴訟の対象適格としての行政処分性を欠くという意味で行政処分が存在である場合」には当該訴訟の提起は不合法となる（村上・訴え299頁）。
- 10 兼子・総論255頁。市原・類型153頁。小早川・体系157頁。宇賀・概説 293頁。
- 11 村上・訴え299-300頁。
- 12 中野＝松浦＝鈴木＝講義124-128頁。新堂・新民事訴訟法249頁。高橋宏・講義上325-326頁。
- 13 補充性の要件は、「法律上の利益を有する者」等の中から更に「絞り込み」をかけるための追加的な要件として定位できる。この要件に関する立法上の趣旨については、「無効確認訴訟は、取消訴訟がいわゆる公定力をもつ行政庁の行為の効力を否定する唯一の訴訟手段として設けられているのとは異なって、多くは他の訴訟形態、ことにその処分の無効を前提又は理由として現在の法律関係の存否を争う訴えによっても、その目的を達することができるもの」であり、そのような場合に重ねて無効の確認を求めることを認める必要はないという思想に基づいている（杉本・解説118-119頁）。
- 14 村上・訴え284頁。
- 15 雄川・行政争訟法59-61頁。塩野・行政法 88頁。これに対し、取消訴訟を確認訴訟と捉える考え方も提示されている（白石・抗告訴訟23頁。市原・類型146頁。兼子・総論255頁。阿部・解釈学 61頁）。
- 16 村上・訴え294頁。
- 17 杉本・解説120-121頁。雄川・理論222頁。宇賀・概説 293頁。原田・要論365頁。芝

- 池・救済法119頁。高橋・原告適格115頁。もっとも、ここでいう「現在の法律関係に關する訴え」に無効等確認訴訟以外の抗告訴訟（例えば不作為の違法確認訴訟）も含まれるものと解する学説もある（村上・訴え296頁）。
- 18 塩野・行政法 222頁。判例も、取消訴訟の出訴期間内に提起された無効等確認訴訟において、「無効確認請求のうちには取消請求を含むものと解するのが相当である」と述べている（最判昭和33年9月9日民集12巻13号1949頁）。
- 19 ある学説は、「出訴期間内に無効等確認訴訟が提起されても、原告が取消訴訟ではなく無効等確認訴訟として扱うことを明示的に希望する場合でなければ取消訴訟として扱うべきであろう」と述べ、原告が処分等の無効性を明示的に主張する場合には、たとえ出訴期間内の無効等確認訴訟であっても、取消訴訟として扱われない旨を示唆している（宇賀・概説 292頁）。
- 20 なお、同一の行政処分に対する取消訴訟と無効確認訴訟との客観的併合が認められるか否かについては、肯定説（大阪地決昭和45年11月21日行裁集21巻11・12号1312頁参照）と否定説とがある（宇賀・概説 217頁参照）。取消訴訟が適法に提起されていれば、併合提起された無効確認訴訟は訴えの利益を欠くものとして不適法となる旨を示唆する下級審の判例もある（大阪地判平成20年5月16日判時2027号7頁）。
- 21 村上・訴え301頁。
- 22 ある学説も、処分が「無効か有効かを実体法上の問題とみるべきではなく取消訴訟の排他的管轄に服するか否かという訴訟法上の差異にすぎないとみるべき」であると説いている（宇賀・概説 307頁）。
- 23 田中・行政法上140頁。塩野・行政法 161頁。最判昭和34年9月22日民集13巻11号1426頁。
- 24 塩野・行政法 164頁。瑕疵の明白性が要求される理由として、授益的行政行為については当事者の信頼保護の見地からであるのに対し、負担的行政行為については公権力の発動の見地からであると説く学説もある。この学説は、同時に、「包括的公定力概念の裏返しとして、無効の一般の基準に明白性がいわれている」とも指摘している（遠藤・取消35-39頁）。もっとも、明白性の要件の具体的内容については、必ずしも一義的ではないとされる（例えば、この点に関するドイツの主な学説につき、遠藤・取消355-381頁参照）。
- 25 最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁，最判平成16年7月13日判時1874号58頁参照。
- 26 学説においては、明白性の要件は無効の行政行為を認定するために不要の要件ではないが、不可欠の要件でもないとする考え方が提示されている（芝池・総論164頁）。もっ

とも、明白性の要件については、取消訴訟の排他的管轄との関係を踏まえて捉える必要があろう。すなわち、一部の学説において指摘されているように、「行政行為の通常の審査手続が取消訴訟の手続に留保されていることを重視すれば、裁判所がそれ以外の手続で行政行為の無効を認定するためには、明白な瑕疵の存する場合でなければならない」という理論が成立する余地が大きいこととなる（雄川・理論231頁）。

- 27 公定力については、さしずめ、塩野・行政法 144-151頁、芝池・総論146-151頁、海野・綱領352-361頁参照。
- 28 塩野・行政法 149-150頁。宇賀・概説 329頁。したがって、「無効の行政行為は、その相手方たる私人に対しては全く拘束力をもたず、相手方はこれに従う義務を負わない」が、無効の行政行為であるか否かの「最終的な判断は裁判所にまたなければならない」こととなる（田中・行政法上141頁）。
- 29 塩野・行政法 150頁。
- 30 海野・綱領353-354頁。
- 31 芝池・総論157-158頁。
- 32 田中・行政法上138頁。
- 33 塩野・行政法 154頁。
- 34 田中・行政法上137頁。
- 35 伝統的な学説も、「実際上は、無効の行政行為と取り消しうべき行政行為との限界は必ずしも明確ではない」としている（田中・行政法上141頁）。前述のとおり（注18参照）、判例においても、無効の行政行為と取り消し得る行政行為との区別の相対化が示唆されている（最判昭和33年9月9日民集12巻13号1949頁）。
- 36 もっとも、行政行為の効力を攻撃する訴訟の基本型は取消訴訟であり、無効等確認訴訟も「現在の法律関係に関する訴え」も例外的な救済手段にすぎないものとしつつ、両者の選択はどちらが原告の権利・利益救済手段としてより適切であるかによるのであって、無効等確認訴訟が前提とする「無効」の概念自体には両者の相違を見出すだけの必然性に欠ける旨を指摘する学説もある（雄川・理論233頁）。このような立場からは、処分等の無効性と取消原因性との区別は相対化するのであって、「どのような場合に行政行為を無効と認めるか」ということは、基本的には利益の考量、即ち、違法ではあっても効力を保有させる利益がどの程度か、ということや、当事者に出訴期間経過後においてもなお行政行為を攻撃させることを認めるだけの合理的な理由があるかどうか、ということに基づきながら、具体的な場合について考えて行くのが筋であるということになる（雄川・理論235頁）。しかしながら、行政行為の「無効」性は、裁判を通じて「形成」

されるものではなく、無効等確認訴訟は当該無効性を「確認」するものにすぎないことにかんがみれば、提訴以前の段階においても、「無効」の観念は法的意義を有するものと捉えるべきであると考えられる。学説においては「訴訟が提起されない場合および訴訟外の場では、当然無効の観念は法的な意味をもたない」とする見解も有力であるが（芝池・総論157頁）、司法上での無効性の確認については「無効等確認訴訟の排他的管轄」に服するのではなく、当事者訴訟や民事訴訟において当事者の法律関係ないし権利義務関係の前提として主張し得るのも、「無効」の観念が独自の意義を有することの帰結にほかならないと思われる。また、行政庁が（訴訟外において）自ら行政行為の無効性を認めることができるということも、「無効」の観念が実体法上も独自の意義を有することを示すものであると考えられる。

- 37 本稿においては、実定憲法上の国民の権利のことを「基本権」と称することとする。
- 38 海野・綱領629頁参照。
- 39 雄川・理論232頁。
- 40 杉本・解説125頁。
- 41 室井＝芝池＝浜川編・行政事件訴訟法378頁。
- 42 芝池・利益5-6頁。
- 43 これに対し、原告の主張する利益が「実体法上権利ないし法的に保護された利益と評価されるか否かは問題ではな<sup>く</sup>」、「保護に値する生活利益が侵害されれば、これに争訟適格を認めるべきは当然である」と主張する法律上保護に値する利益説も有力である（原田・環境権261頁）。もっとも、「法律上保護された利益説」と「法律上保護に値する利益説」との対立は、行政事件訴訟法9条2項が明文化されて以来、相対化（相互接近）しつつあると考えられる。
- 44 塩野・行政法 127頁。
- 45 最大判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁（小田急訴訟）。
- 46 本多・利益214-215頁。
- 47 神橋・行政訴訟139-156頁。
- 48 例えば、最判昭和62年11月24日判時1284号56頁参照。この判例からは、里道の用途廃止により原告の「生活に著しい支障が生ずるという特段の事情」が認められる場合には、里道の使用に対する権利・利益が道路法（昭和27年法律180号）や国有財産法（昭和23年法律73号）等の法律において個別的に保護されているものではないとしても、基本権としての生存権に対する侵害として「法律上の利益」が特定され得るという考え方が窺える。

- 49 本多・利益222頁。
- 50 「法律上の利益」に基本権又は基本権に関する法益が当然に含まれるものと解すべきであるとする理由として、基本権に関する規定は、全法秩序を支配する客観的原則規範としての意味を有しており、これが法律の規定（特に概括的規定）の解釈に「充填」されることとなるものと解されるということが挙げられる（海野・綱領104-106頁参照）。
- 51 海野・綱領630-631頁。
- 52 最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁。もっとも、判例は、個別的・主観的な利益と一般的な公益とが同時に保護される場合があり得ることを認めている（最判昭和57年9月9日民集36巻9号1679頁）。
- 53 杉本・解説125頁。宇賀・概説 304頁。なお、行政事件訴訟法10条1項を無効等確認訴訟にも準用すべきである旨を主張する学説として、芝池・救済法123頁参照。
- 54 塩野・行政法 173頁参照。
- 55 塩野・行政法 174頁。阿部・解釈学 243頁。
- 56 逆に、処分等に関する「公益的要件」であっても、その充足が原告の権利・利益の保障にとって不可欠のものと認められる場合には、「客観的権利（利益）」（海野・綱領148頁参照）を構成するものとして、その侵害状態からの回復を求めることが「自己の法律上の利益」になると解することが可能となろう。
- 57 水戸地判昭和60年6月25日行裁集36巻6号844頁（東海第2原発事件）参照。もっとも、原子力発電に関する事故の重大性・影響力等を踏まえ、「原子力の開発及び利用の計画的な遂行」を「各人に還元し得る国民全体の利益」として構成する場合には、当該利益について最も直接的な侵害を受け得る周辺住民に原告適格が認められることとなる余地がある。
- 58 立法関係者は、「処分の無効を前提又は理由とする現在の法律関係に関する訴訟を提起することができない場合」に補充的に無効等確認訴訟の提起が認められる旨を示唆している（杉本・解説121頁）。他に、市原・類型153頁参照。下級審の判例のうち、還元不能説の考え方によるものとして、福島地判昭和39年10月26日行裁集15巻10号1911頁参照。同判例は、行政事件訴訟法36条にいう「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」場合について、「『勝訴の目的を達することができない』場合を指称するものではなく、『紛争解決の目的を達することができない』場合を指称している」ものとし、「処分の無効を前提とする現在の法律関係に還元することが可能であり、それに対する裁判所の判断を求め得る」とときには、当該場合に該当しない旨を説いている。これに対し、有力な学説は、「法律関係に還元しうるかどうかはかなり相対的なものとい

わざるをえない」(塩野・行政法 218頁)と批判している。

- 59 仮に還元不能説によることとすると、「現在の法律関係に関する訴えに還元できないものはほとんど想定できない」ことから、「無効等確認訴訟を認めた意味がなくなってしまう」ことになりかねない(南・行政法267頁)。なお、還元不能説の考え方を基本としつつも、「行政行為の直接の法効果を覆えず形での訴訟が問題となっている場合」と「行政行為の効果が間接的にしか問題となっていない訴訟の場合」とを区別し、前者の場合についてはたとえ「現在の法律関係に関する訴え」として構成できるとしても無効等確認訴訟の提起を認めるべきである旨を示唆する学説もある(遠藤・取消457-458頁)。
- 60 芝池・救済法120-121頁。もっとも、ここでいう「目的を達成することができない場合」の射程についてはさまざまな議論があり、必ずしも一様ではない。例えば、争点訴訟に判決の拘束力が及ばないことを踏まえて判決の拘束力を及ぼすための無効等確認訴訟の提起を認める考え方(浦和地判昭和43年2月28日行裁集19巻1・2号347頁参照。この判例は「現在の法律関係に関する訴えによつて、たとえその前提となる行政処分の効力の有無についての判断を得ても、その判断が処分行政庁およびその他の関係行政庁を拘束する効力がなく、右訴えによつては目的を達することができないときは、すべからく行政事件訴訟法第36条による訴えによるべき」であるとしている)や当事者訴訟等には仮の救済制度が存在しないことを踏まえて執行停止を行うための無効等確認訴訟の提起を認める考え方(甲府地判昭和38年11月28日行裁集14巻11号2077頁参照。この判例は「仮処分の許されぬものについては、執行停止が許されるものとするによりその不合理的を解消するように解釈するのが相当である」としつつ、「現在の法律関係に関する訴えによつて、たとえその前提となる行政処分の効力の有無についての判断を得ても、その判断が処分行政庁およびその他の関係行政庁を拘束する効力がなく、右訴えによつては目的を達することができないときは、すべからく行政事件訴訟法第36条による訴えによるべき」であるとしている)も提示されている。もっとも、このように「目的を達成することができない場合」を広く捉える解釈に対しては、「ほとんどすべての場合に無効等確認訴訟が認められることになり、行政事件訴訟法36条が無効等確認訴訟を提起しうる場合を限定しようとした立法者意思からは乖離せざるをえなくなる」(宇賀・概説 300頁)とする批判もある。思うに、これは行政事件訴訟法36条の「法律上の利益」の射程との関係において解釈されるべき問題である。すなわち、仮に同条の「法律上の利益」の射程を(取消訴訟の場合よりも)狭く解するのであれば、たとえ「目的を達成することができない場合」への該当性を広く認めたとしても、無効等確認訴訟の原告適格は限定されることとなるのであるから、あえて「目的を達成することができない場合」の射程を



厳格に絞り込む必要性は乏しくなるものと考えられる。その意味において、補充性の要件は、「法律上の利益」に関する要件との関係において、文字どおり補充的に考慮されるべきものであるといえよう。

- 61 判例は、「処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合とは、当該処分に基づいて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被っている不利益を排除することができない場合にもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、当該処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味する」と述べ、無効等確認訴訟と「現在の法律関係に関する訴え」とを二者択一的に解さず、両訴訟が併存し得る可能性を示唆している（最判平成4年9月22日民集46巻6号571頁〔第一次もんじゅ原発訴訟〕）。併せて、最判昭和62年4月17日民集41巻3号286頁参照。学説においても、「行政行為の効力自体を破ることが原告の救済に必要であり且つ適切な場合には、抽象的には現在の法律関係に引き直すことが可能な場合であっても、その行政行為の無効確認の訴訟を否定する理由はない」と説くものがある（雄川・理論226頁）。この考え方の背景には、「公権力の行使自体に不服で、その効果を直接に否定することを目的とする訴訟は、その形式が取消訴訟や無効確認訴訟である場合に限らず、形式的には現在の法律関係を争う訴訟の形をとっている場合でも、抗告訴訟の実質を有する」ことから、ある公権力の行使をめぐって「現在の法律関係に関する訴え」が提起可能であったとしても、それに関する無効確認訴訟の提起が不適法となるものではないとする思想がある（雄川・理論223-225頁）。なお、「直截・適切基準説」という用語は、一部の学説において現に使用されている（南・行政法268頁、宇賀・概説 300頁参照）。

- 62 もっとも、還元不能説や目的達成不能説等の考え方は本質的には必ずしも対立的に捉えられるべきものではない。この点につき、ある学説は、「係争処分によってもたらされた原告の権利又は法的地位の危険・不安の除去のために最も実効的な方法は何かという制度的、一般的な訴訟形式の選択の適否の問題」となるものと指摘している（村上・訴え290頁）。

- 63 「重大な損害」の有無の判断に当たっては、「損害の回復の困難の程度」、「損害の性質及び程度」、「処分内容及び性質」が考慮・勘案されることとなる（行政事件訴訟法25条3項）。

- 64 これは、確認訴訟は第三者効を有しないという民事訴訟に関する法理に基づくもので

あるとされる（塩野・行政法 221頁）。

65 杉本・解説125頁。

66 最判昭和42年3月14日民集21巻2号312頁。

67 雄川・理論212頁。阿部・解釈学 287頁。また、無効確認判決の第三者効を認めるべき旨を示唆する他の学説として、塩野・行政法 221頁、宇賀・概説 307頁、芝池・救済法125頁、兼子・行政法学192頁参照。

68 大阪高判昭和61年2月25日判時1199号59頁。また、公職選挙法（昭和25年法律100号）219条1項に基づき事情判決が否定されている（行政事件訴訟法31条を準用しないこととされている）選挙関係訴訟において、事情判決を認めた判例として、最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁参照。この判例においては、行政事件訴訟法31条に基づく事情判決の趣旨について、「行政処分取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれている」と説かれている。そのうえで、公職選挙法219条1項との関係については、「同法の規定に違反する選挙はこれを無効とすることが常に公共の利益に適合すると立法府の判断に基づくものであるから、選挙が同法の規定に違反する場合に関する限りは、右の立法府の判断が拘束力を有し、選挙無効の原因が存在するにもかかわらず諸般の事情を考慮して選挙を無効としない旨の判決をする余地はない」ものの、「選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうる」とされている。このような判例の考え方に対する批判として、塩野・行政法 199頁参照。

69 阿部・解釈学 257頁。塩野・行政法 221頁。宇賀・概説 307頁。芝池・救済法126頁。また、『事情判決』は重大・明白違法による無効処分にはなじまないが、非明白違法の無効確認には類推されえないとは言えない」とする学説もある（兼子・行政法学192頁）。しかし、瑕疵が重大ではあるが明白ではない場合を常に無効とすることについては、無効の行政行為には不可争力が及ばないことにかんがみると、「行政行為が長くペンディングの状態におかれることによつて生ずる不利益（第三者の信頼保護、行政目的の実現、法的安定性を阻害）も考慮に入れるならば、重大な瑕疵をもつ行政行為を、瑕疵の明白性を問題とすることなく一般的に無効として、いつでも争いいうることには疑問をもたざるをえない」（市原・類型153頁）という批判が提示されている。

70 杉本・解説125頁。

71 芝池・救済法126頁。

参考文献：

本書における文献の表記については、【 】内に示した各略称によっている。

阿部泰隆『行政法解釈学』(有斐閣, 2009年)【阿部・解釈学】

市原昌三郎「抗告訴訟の類型」, 田中二郎=原龍之助=柳瀬良幹編『行政法講座 第3巻』  
143-161頁(有斐閣, 1965年)【市原・類型】

宇賀克也『行政法概説 行政法総論〔第4版〕』(有斐閣, 2011年)【宇賀・概説】

宇賀克也『行政法概説 行政救済法〔第3版〕』(有斐閣, 2011年)【宇賀・概説】

海野敦史『行政法綱領 - 行政法学への憲法学的接近 -』(晃洋書房, 2011年)【海野・  
綱領】

遠藤博也『行政行為の無効と取消 - 機能論的見地からする瑕疵論の再検討 -』(東京大  
学出版会, 1968年)【遠藤・取消】

雄川一郎『法律学全集9 行政争訟法』(有斐閣, 1957年)【雄川・行政争訟法】

雄川一郎『行政争訟の理論 雄川一郎論文集第2巻』(有斐閣, 1986年)【雄川・理論】

兼子仁『行政法総論』(筑摩書房, 1983年)【兼子・総論】

兼子仁『行政法学』(岩波書店, 1997年)【兼子・行政法学】

神橋一彦『行政訴訟と権利論(新装版)』(信山社, 2008年)【神橋・行政訴訟】

小早川光郎「抗告訴訟の本質と体系」, 雄川一郎=塩野宏=團部逸夫編『現代行政法体系  
第4巻 行政争訟』135-167頁(有斐閣, 1983年)【小早川・体系】

塩野宏『行政法 (第五版) 行政法総論』(有斐閣, 2009年)【塩野・行政法】

塩野宏『行政法 (第五版) 行政救済法』(有斐閣, 2010年)【塩野・行政法】

芝池義一『行政法総論講義〔第4版補訂版〕』(有斐閣, 2006年)【芝池・総論】

芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』(有斐閣, 2006年)【芝池・救済法】

芝池義一「行政事件訴訟法における『法律上の利益』」, 『法学論叢 142巻3号』1-17頁  
(京都大学法学会, 1997年)【芝池・利益】

白石健三「抗告訴訟」, 山田幸男=市原昌三郎=阿部泰隆編『演習行政法』18-29頁(青林  
書院新社, 1979年)【白石・抗告訴訟】

新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂, 2004年)【新堂・新民事訴訟法】

杉本良吉『行政事件訴訟法の解説』(法曹会, 1963年)【杉本・解説】

- 高橋滋「行政訴訟の原告適格」, 芝池義一 = 小早川光郎 = 宇賀克也編『ジュリスト増刊 法律学の争点シリーズ9 行政法の争点(第3版)』114-115頁(有斐閣, 2004年)【高橋・原告適格】
- 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上』(有斐閣, 2005年)【高橋宏・講義上】
- 田中二郎『新版 行政法 上巻 全訂第2版』(弘文堂, 1974年)【田中・行政法上】
- 中野貞一郎 = 松浦馨 = 鈴木正裕『新民事訴訟法講義』(有斐閣, 1998年)【中野 = 松浦 = 鈴木・講義】
- 原田尚彦『環境権と裁判』(弘文堂, 1977年)【原田・環境権】
- 原田尚彦『行政法要論(全訂第七版補訂版)』(学陽書房, 2011年)【原田・要論】
- 本多滝夫「行政救済法における権利・利益」, 磯部力 = 小早川光郎 = 芝池義一編『行政法の新構想 行政救済法』211-236頁(有斐閣, 2008年)【本多・利益】
- 南博方『行政法(第六版)』(有斐閣, 2006年)【南・行政法】
- 村上敬一「無効等確認の訴え」, 雄川一郎 = 塩野宏 = 園部逸夫編『現代行政法体系 第4巻 行政争訟』267-305頁(有斐閣, 1983年)【村上・訴え】
- 室井力 = 芝池義一 = 浜川清編『コンメンタール行政法 [第2版] 行政事件訴訟法・国家賠償法』(日本評論社, 2006年)【室井 = 芝池 = 浜川編・行政事件訴訟法】